

監査委員公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定により，令和3年12月15日付けで公表した定期監査の結果に基づき，海田町教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので，別紙のとおり公表する。

令和4年2月7日

海田町監査委員

永海房雄

海田町監査委員

大高下光信

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査	
監査実施期間	令和3年11月10日・12日	
措置を講じた部署	教育委員会	
所管課等	【指摘事項等】	【措置内容】
生涯学習課	<p>ふるさと館の予算流用について</p> <p>消防設備点検によって指摘された誘導灯の不備を修理するため、1者見積りによりふるさと館費の需用費（光熱水費）から同需用費（施設修繕料）に不足する額202,000円（必要見込額242,060円）を流用している。しかし、2者見積りの結果、修理に要した額は110,000円で、必要見込額を大きく下回り、130,000円の執行残が生じている。必要見込額の算定に当たっては、多額の執行残を生じることのないよう、2者以上から見積りを徴収されたい。</p>	<p>必要見込額の算定にあたっては、複数の者から見積りを徴収することを徹底する。</p>
	<p>図書館の雨漏りについて</p> <p>図書館の雨漏りについて、屋上については防水等修繕工事により解消したところであるが、外壁からの雨漏りは確認される度に、需用費（施設修繕料）により対応している。図書館は建設後36年経過しており、他にも複数箇所の雨漏りが確認されていることから応急的な修繕ではなく、外壁全体の調査について検討されたい。</p>	<p>令和4年度当初予算編成において、図書館外壁調査業務を予算要求する。</p>

	<p>海田町文化スポーツ協会への使用許可について</p> <p>従来、公民館が開設していた各種講座を今年度から海田町文化スポーツ協会が海田公民館、海田東公民館及び海田東体育館を使用して開設しているところであるが、これらの施設の使用に当たっては、協会から各講座の利用内容（曜日・時間・使用室等）が提出され、年間スケジュールの提出を受け、3か月前までに活動日の確認を行い、利用しない場合は一般に貸出を行えるようにしているとのことであった。</p> <p>しかし、海田町公民館条例第7条によれば、「公民館を使用しようとする者は、申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、協会から申請書は提出されておらず、教育委員会も許可を与えることなく使用を認めていることは適切とはいえない。</p> <p>海田町文化スポーツ協会の各種講座の使用許可については、その手続き、取扱い等について方針を示されたい。</p>	<p>海田町文化スポーツ協会への公民館の使用許可については、年度ごとに協会から申請のあった講座について、決裁の上、許可をするよう改める。また、年度で許可をした各講座が使用を中止する場合は、協会を通じて公民館に連絡を行う。</p>
--	--	--